

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 川島町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	2	130,580	5	1,580	0	129,000
1	71	塩化第二鉄	1	10	90,000	6	90,000	0	0
1	80	キシレン	7	1	597,860	2	1,860	0	596,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	2	423,100	3	1,100	0	422,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	4	41,060	8	560	0	40,500
1	300	トルエン	5	4	1,328,000	1	18,000	0	1,310,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	6	417,000	4	0	0	417,000
1	400	ベンゼン	4	6	81,000	7	0	0	81,000
1	438	メチルナフタレン	2	8	15,000	10	6,800	0	8,200
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	21,700	9	21,700	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	10	860	12	860	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	1,500	11	1,500	0	0
合計			—	—	3,147,660	—	143,960	0	3,003,700

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 :事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 :事業所において製造した量

取り扱う量:事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。